

し尿処理手数料及び生活排水処理手数料の改定について（案）

1. 諮問の趣旨

本市の手数料等については、「行政サービスの利用者負担に関する基準」等により見直しを実施している。

現在の手数料は、平成20年度改定後、今年度で3年が経過し、収集量が減少する中で、収集運搬業務を取り巻く環境も大きく変化しているため、処理コストや下水道料金との均衡を考慮した手数料について審議会に意見を求めるもの。

2. 改定時期

今年の12月議会に提出し、平成23年度から改定

3. 基本的な考え方

(1) し尿処理手数料

ア. 旧長野地区（長野市生活環境協同組合に収集を委託）

- ・ 前回改定；H20.4
- ・ 原価計算を基に算定しており、今回も同じ方法で検討する

イ. 若穂地区（許可業者が収集）

- ・ 前回改定；H19.10
- ・ 須高行政事務組合内の関係市町村による収集料金懇談会の検討結果に合わせて改定している。現在、改定の予定はない。

ウ. 豊野・戸隠・鬼無里地区（許可業者が収集）

- ・ 前回改定 豊野：H16.4 戸隠：H9.6 鬼無里：H11.4
- ・ 合併時も同額で改定していない。改定の経過、その後の状況を勘案し検討する。

エ. 大岡・信州新町・中条地区（許可業者が収集）

- ・ 前回改定 大岡：H21.4 信州新町、中条：H22.4
- ・ 旧長野地区の手数料に合わせて改定している。旧長野地区の手数料を勘案し検討する。

(2) 生活雑排水処理手数料

- ・ 許可業者が収集（戸隠・鬼無里・大岡・中条地区は対象世帯がない）
- ・ 前回 H20.4 改定
- ・ 原価計算を基に算定しており、今回も同じ方法で検討する

4. 改定手続

- ・ 廃棄物減量等推進審議会に諮問し、審議会及び専門部会で基礎資料の分析や専門的な見地から審議の上、答申を受ける。（別添スケジュール参照）